

リコールに関する分野横断的指針等についての調査研究 報告書の概要

指針策定の基本方針

- ① 対象を食品や製品に加え建物施設も含め広く捉える
- ② リコールの方法を、情報提供や注意喚起を含め広く捉える
- ③ 大規模事業者のみならず、中小規模の事業者によるリコールも視野入れる

リコールの考え方

- 流通後の危害防止措置としての是正措置
- リコールの実施者としては、製造・輸入事業者のみならず、流通・販売事業者や建物施設の管理事業者

危険度の判断

- 重篤・重大な被害の拡大可能性があるもの(Aクラス)と軽微なもの(Bクラス)とに分類
- 事故が発生した場合、事故の発生が予測される場合、法令・基準に不適合な場合、それぞれに応じて危険度を判断
- 子ども、高齢者、障害者、妊娠中の女性などへ配慮し、総合的に判断

リコール開始の意思決定

- Aクラスにあたる場合は直ちに開始、Bクラスにあたる場合は個別に判断
- 事案に応じて、適切なリコールの方法を選択
- 複数の事業者が関与している場合、消費者被害最小化の観点から連携・強力

広報・伝達

- 直接伝達、新聞、HP、テレビラジオによるリコール社告の実施
- 新聞社告ではわかりやすさのため、内容・様式について一定の目安
- 販売事業者や点検・修理事業者との協力体制の構築

モニタリング

- リコール実施状況のモニタリングの実施
- 目標とする回収率の設定と向上努力、経過の報告

リコール終了の意思決定

- 終了の判断基準の設定
- 終了後の窓口体制の整備、リコール実施内容の検証

実施体制

- 日ごろからの体制の整備
- リコール実施の手順の文書化
- リコール実施のための実行委員会の組織
- リコールコーディネーターなどの配置

関係機関との連携

- 行政機関への相談・報告
- 事業者団体によるサポート・情報共有、消費者への情報提供
- 消費者団体、マスメディア、大学等の研究機関との連携

国際的観点からの調和

- 消費市場のグローバル化への対応
- 事故情報、リコール情報の国際的共有化
- 国際的な整合性の見地から、判断基準の国際的調和

消費者の自立と信頼確保

- 流通前と流通後の相応の努力
- 消費者へのわかりやすい情報提供
- 消費者の信頼と企業評価の維持